同　　意　　書

下　松　市　長　　様

　私は、下松市木造住宅耐震化促進事業の耐震診断を依頼するに当たり、下松市木造住宅耐震化促進事業要綱第８条第１号若しくは第２号又は第１０条に該当し、既に耐震診断に着手している場合は、同要綱第１３条の規定によりそれまでにかかった費用についてお支払いします。

　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名

※第８条　市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な行為によって耐震診断員の派遣の通知を受けたとき

(2)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき

第１０条　申請者は、派遣決定後において、耐震診断を中止しようとするときは、下松市木造住宅耐震化促進事業中止届を市長に提出しなければならない。

第１３条　市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、申請者に対して、耐震診断に要した費用の全部又は一部の支払いを命じることができる。

(1)　第８条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、既に診断を実施しているときは、それまでに要した費用。

(2)　第１０条の中止届により耐震診断を中止した場合において、既に診断を実施しているときは、それまでに要した費用。